

開かれた議会を目指して

議会基本条例って何？

南風原町議会は、町民の声を聴き、政策提言できる「開かれた議会」を目指すため「南風原町議会基本条例」を制定しました。

南風原町議会基本条例は町民福祉の向上と公正で民主的な町政の発展に寄与することを目的としています。

議会と町民・行政との関係や議会の役割を明確化し、議会が取り組む基本的な姿勢を明記しました。

全文は町議会ホームページに掲載しています。「南風原町議会基本条例」で検索ください。

議会基本条例は必要？

地方分権の時代を迎え、町の自主的な決定と責任の範囲が拡大しています。議会も政策立案・提言を行う議会へと改革していかなければなりません。

さらに、町民参加と協働のもと、公正性・透明性のある議会、開かれた議会づくりが求められています。

町議会独自のルールを定め、各議員が役割を再認識し、実践することで、さらに行動力のある議会となるよう制定しました。

議会のあり方を町民に対して宣言し、身近で存在感のある議会となるよう努めます。

議会活性化の歩み (誌面の都合上、一部抜粋)

平成

14年3月

一般質問 一問一答方式

一般質問の充実のため、質問制限時間30分以内での一問一答方式を導入しました。

21年9月

賛否の状況を公表

賛否が分かれた議案の賛否状況を議会だよりに掲載。平成25年3月定例会から全議案の賛否をHPに公表。

23年6月

議会活性化調査特別委員会設置

「議会基本条例」の制定をはじめ、議会改革の検討を行うため、特別委員会を設置しました。

24年4月

議会報告会の実施

町政全般に関して、町民と情報共有や意見交換をするため、議会報告会を開催します。

25年3月

一般質問対面方式を採用

町長と向き合い議論する姿勢を明確にするため、一般質問席を演壇向かいに設置しました。

25年9月

一般質問 答弁書を配布

質問・答弁の論点を明確にし、充実した議論になるよう、答弁書を事前配布としました。

25年12月

インターネットによる議会中継

本会議の状況をいち早く提供するため、インターネット中継と録画配信を開始しました。

開かれた議会

25年12月
議会基本条例制定